

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案について (概要)

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定めている。
- (2) 今般、豚及び鶏用以外の飼料に用いてはならない25-ヒドロキシコレカルシフェロールについて、使用の対象に牛用飼料を追加することに伴う基準の改正に関して農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得たことから、省令の一部を改正することとする。

2 改正の概要

- ・省令別表第1の1の(1)に、25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料中の含有量は、牛用飼料には100mg/t以下、豚用飼料には50mg/t以下、鶏用飼料には80mg/t以下でなければならない旨追加する。
- ・省令別表第1の1の(2)に、25-ヒドロキシコレカルシフェロールは、牛、豚及び鶏用以外の飼料に用いてはならない旨規定する。

3 施行期日

公布の日

4 パブリックコメントの実施期間

令和4年12月27日～令和5年1月25日